

狛江市多摩川利活用基本計画



平成 26 年 8 月

狛江市

目 次

第1章 多摩川の現状	1
1. 多摩川の概要	
2. 多摩川の現状	
3. 多摩川河川環境管理計画、多摩川水系河川整備計画について	
第2章 計画の基本的な考え方	5
1. 策定の趣旨	
2. 計画期間	
3. 対象範囲	
第3章 多摩川利活用に関する方針	6
1. 多摩川の将来像	
2. 利活用に関する基本方針	
①環境資源を活かした交流拠点の創出	
②市民が誇りを持つ景観の確保	
③豊かで親しみの持てる自然空間の保全	
3. ゾーン別の基本方針	
①自然散策ゾーン	
②観光レクリエーションゾーン	
③スポーツ・健康増進ゾーン	
④広域レクリエーションゾーン	
⑤自然レクリエーションゾーン	
参考1 多摩川河川敷の利活用等に関するアンケートについて	27
1. アンケート結果概要	
2. アンケート調査票	
参考2 多摩川の利活用に関する団体アンケートについて	39
1. アンケート結果概要	
2. アンケート調査票	

第1章 多摩川の現状

1. 多摩川の概要

多摩川は、その源を笠取山に発し、山梨県、東京都の西部から南部を流下し、東京都と神奈川県の間を流れ、東京都大田区羽田地先で東京湾に注ぐ、幹線流路延長 138km、流域面積 1,240 km²の一級河川です。首都圏を流れ東京湾に注ぐ一級河川の中では、勾配が比較的急な河川であり、中流部でも扇状地的な特性を残しています。

多摩川の流域は、細長い羽状形を呈し、首都圏の南西部にあたる山梨県、東京都及び神奈川県にまたがり、首都圏における社会、経済、文化等の基盤をなすとともに、都市における貴重な自然空間を有しています。



(出典：京浜河川事務所 HP)

2. 多摩川の現状

多摩川は、首都圏に残された広大な水と緑の空間であり、多くの人が訪れるとともに、多摩川に関わりのある多くの市民団体等も組織されており、多様な活動が行われています。

また、多摩川流域には、国の史跡に指定されている大森貝塚など多くの歴史的遺産が点在し、文化面では、万葉集にも川と人の関わりが詠まれています。

多摩川沿川では、昭和 30 年代から急激な都市化が進行する中で、地域社会における河川敷の利用と自然の保全のあり方が重要な課題となりました。河川敷の利用については、健康、体力増進のために活用すべきという社会的要請を背景に、計画的に河川敷の開放を実施し、公園、グラウンド等が整備されました。その一方で、自然地減少の懸念から、河川環境の保全や秩序ある利用が求められてきました。

狛江市においても、多摩川は生活に密着したものでしたが、昭和 28 年に多摩水道橋が開通し、歴史的な一面を持つ「渡し船」が姿を消し、水質の悪化から魚が減少したことにより、漁場としての役割も薄れていきました。その後、市民等の努力により、徐々に水質が改善され貴重な水辺資源として、多くの市民に親しまれる場所となっていますが、一方で、バーベキューでの利用者が増加したことにより、ごみ問題、騒音、臭いに関する苦情が絶えない状況となっていました。これらの課題に対応するため、平成 24 年 4 月に河川敷の一部を包括占有するとともに、「狛江市多摩川河川敷の環境を保全する条例」（以下「条例」といいます。）を施行し、バーベキュー等や花火の行為を禁止することにより改善を図ってきました。現在、多摩川河川敷は静かな環境を取り戻していますが、一方で、市の水や緑のネットワークを構成する貴重な環境資源としての利活用も求められています。

アンケート結果からみる現状

【多摩川に関連する団体】

- ・ 条例の効果は多数の方が感じているが、一方で多摩川の現状（環境面・利活用面）に満足していない団体が半数以上であった。
- ・ ほぼ全ての団体が利活用の必要性を感じている。
- ・ バーベキュー等が禁止されたことで利用者が減っていると感じている。

【市民】

- ・ 条例の効果を感じている人は利用の有無に関わらず多数であり、環境が改善されたと感じている人が多かった。
- ・ 利活用を求める割合と現状のまま保全を求める割合は、ほぼ同率であった。

※多摩川河川敷の利活用等に関するアンケートの概要は 27 ページ以降参照

3. 多摩川河川環境管理計画、多摩川水系河川整備計画について

多摩川の河川環境を保全することが重要な課題となったことを背景に、昭和 55 年、市民協働により、多摩川の持つ可能性を最大限に活かすため、都市におけるオープンスペースの望ましいあり方を示した「多摩川河川環境管理計画」が国において策定されました。多摩川河川環境管理計画では、「①多摩川と市民との触れ合いの場を提供する」、「②多摩川らしさを維持していく」、「③多摩川らしさを活用する」という 3 つの基本方針（表 1 参照）に基づき、5 つの「ゾーン」（人工整備、施設利用、整備・自然、自然利用、自然保全）が設定されており、狛江市については、人工的利用と自然的利用が相半ばしており、散策路、休憩施設等を配慮することとなっている「整備・自然ゾーン」に該当しています。また、各ゾーンに応じ、具体的な利用または保全の内容を示す 8 つの「機能空間」（避難空間、地先施設レクリエーション空間、広域施設レクリエーション空間、運動・健康管理空間、自然レクリエーション空間、文教空間、情操空間、生態系保持空間（表 2 参照））が設定されています。

表 1 多摩川河川環境管理計画における 3 つの基本方針

①多摩川と市民との触れ合いの場を提供する	都市域の住民にとって失われつつある、潤いのある生活と情緒豊かな人間性の形成に資するとともに、併せて多摩川を通じて市民に河川愛護の念を抱かせるために、多摩川の川辺に、市民と多摩川あるいは市民と市民とが直接に触れ合うことができるような空間をつくり出し、それを広く一般市民に提供する。
②多摩川らしさを維持していく	多摩川の河川敷は、公共性、公開性、広域性をもつ健全な野外レクリエーション空間として重要な役割を担うことが期待されている一方で、都市域で失われつつある身近な自然の場としての要請も高まってきている。しかしながら多摩川にはおのずと容量的限界があるので、これらの調整が必要となるが、この調整に当たっては現在の多摩川ばかりでなく、その歴史、周辺地域、景観等をも含めた多摩川の個性、多摩川らしさを損わない範囲であるということが、後世に多摩川を残していくうえで重要である。
③多摩川らしさを活用する	具体的な空間計画に当たっては、多摩川は本来、洪水を安全に流すという治水のための空間であることを前提にしなければならないことはもちろんであるが、多摩川の個性、多摩川らしさをただ単に維持するだけにとどめず、より積極的に活用していくことを考える必要がある。

表2 ゾーンに応じた8つの機能空間

①避難空間	沿川住民が災害時に避難するための安全な広場を確保しようとする要請にこたえる機能空間（②、③、④及び必要に応じ、他の機能空間と重複する場合がある。）。
②地先施設レクリエーション空間	沿川住民のための人工的な施設利用の余暇レクリエーション空間を意味し、例えば児童公園、近隣公園等に対する要請にこたえる機能空間（芝生、ベンチ、花壇などを主体とする。）。
③広域施設レクリエーション空間	総合公園、広域公園的な利用を望む広域住民からの要請にこたえる機能空間（自由広場、ねころび広場、催しもの広場、ボート場、交通公園などを主体とする。）。
④運動・健康管理空間	運動公園、健康管理施設的な利用を望む広域及び沿川住民からの要請にこたえる空間（運動広場、野球場、サッカー場、陸上競技場、テニスコート、ゴルフ場、ゴルフ練習場、サイクリングコースなどを主体とする。）。
⑤自然レクリエーション空間	多摩川の自然との触れ合いを対象としたレクリエーション利用を望む広域及び、沿川住民からの要請にこたえる機能空間（野草広場、ピクニック広場、オリエンテーリング、水遊び、ハイキングなどを主体とする。）。
⑥文教空間	多摩川の自然との触れ合いを対象とした文教空間に対する広域及び沿川住民からの要請にこたえる機能空間（自然観察広場、野鳥園、昆虫採集、野草園などを主体とする。）。
⑦情操空間	身近な自然を保全若しくは保護することで、住民の情操観念の育成に資する機能を有し沿川地域からの要請にこたえる空間（人為的な改変などを行わず、自然のままの状態であるところ。）。
⑧生態系保持空間	全人類の見地から、学術的に価値づけられる、広域的にみた貴重な生態系を保持しようとする空間。このうち特に動植物の生息地又は生育地として特に保全する必要があると認める区域については、河川法に基づく区域指定を行い、本来の生態系の保全及び回復に努める。

また、平成13年3月に国が策定した「多摩川水系河川整備計画」は、前述の多摩川河川環境管理計画の内容を組み込み、「多摩川らしく美しい心安らかな水系の実現」を総合管理理念として、河川環境の整備と保全・再生及び河川利用の場としての整備について示しています。

健全な水循環系の実現のため、流域全体を視野に入れた総合的な治水対策、統合的流水管理対策及び生物多様性保全回復対策等について必要な施策を講じること、河川の利用状況（水産資源の保護及び漁業を含む。）、河川環境の保全並びに風土・歴史・文化を考慮し、関連地域の社会経済情勢の発展に即応するよう十分配慮し、河川の総合的な保全と利用を図ることとしています。

第2章 計画の基本的な考え方

1. 策定の趣旨

平成21年度に市民協働事業として実施した市民討議会において、多摩川河川敷の問題解決と有効活用について検討を行いました。その内容を受け、狛江市多摩川関連問題庁内検討委員会（以下「庁内検討委員会」といいます。）を設置し、これまで第一次から第四次報告書をまとめています。内容としては、庁内検討委員会において、多摩川河川敷におけるバーベキュー問題等の対応策及び河川敷活用策の課題への対応について検討を進め、河川敷におけるバーベキューに関する苦情への対応として、河川敷におけるバーベキューの禁止条例の制定を方向性として示しています。庁内検討委員会を中心に検討を進めた結果、平成24年度に条例を制定しましたが、条例の施行により、河川敷は静かになった一方で、多摩川への来訪者が減少しています。

また、国の各種計画や条例、包括占用区域の具体的な活用策等をまちづくりの観点を含めた計画づくりの必要性も示されています。

本計画は、条例施行後の状況、「多摩川水系河川整備計画」等の国の計画を踏まえつつ、「狛江市後期基本計画」に即し、「狛江市環境基本計画」等の各種計画に基づく多摩川に関連する施策の方向性をより具体化します。また、身近に豊かな自然に親しむことのできる快適な生活環境を確保しつつも、市民等との協働により、市の貴重な環境資源である多摩川河川敷を活用したまちづくりを推進するため、具体的な活用策の方向性を示す計画として策定します。

2. 計画期間

本計画の計画期間は平成35年度までとします。

3. 対象範囲

庁内検討委員会の第四次報告書においては、多摩川河川敷の包括占用区域における今後の方向性について示していますが、それらを踏まえ、本計画においては、狛江市域の多摩川河川敷を対象範囲とします。なお、河川敷の連続性等を踏まえる観点から、周辺の環境資源等も必要に応じて関連付けるとともに、市民、事業者、河川管理者である国土交通省京浜河川事務所及び流域自治体等との連携を検討していきます。

第3章 多摩川利活用に関する方針

多摩川利活用に関する3つの基本方針を設定し、また、計画区域を5つのゾーンに区分し、それぞれの活用方針を設定します。

以下の各方針に基づく取組みについては、具体的な内容を今後検討する構想レベルのものから、具体的な内容を示す形のものまでさまざまです。構想レベルのものについては、今後の具体化に努めつつ、実施計画の中で示していく予定です。

1. 多摩川の将来像

庁内検討委員会の示した第四次報告書において、多摩川河川敷包括占用区域の将来イメージを「自然を多く残した、人々が集まれる地域交流の場所」と示しています。また、市民アンケートにおいても現状の環境を維持してほしい、子ども・家族で訪れることのできる場所にしてほしいとの意見が多くありました。これらのイメージを踏まえつつ、多摩川の豊かな自然空間を活用し、各主体の協働により、人と自然にやさしい環境を創出することで、多くの人が親しむことのできる空間を目指します。

2. 利活用に関する基本方針

各ゾーンにまたがる、より広域な視点での取組みが必要なものを3つの基本方針として設定し、多摩川全体での利活用を進めます。

【3つの基本方針】

1. 環境資源を活かした交流拠点の創出
2. 市民が誇りを持つ景観の確保
3. 豊かで親しみの持てる自然空間の保全



多摩川土手沿いの桜

1. 環境資源を活かした交流拠点の創出

多摩川は都会の中の貴重な環境資源であり、市民に限らず遠方の人にもレジャーやレクリエーションで来訪する場所となっています。多くの人に訪れていただき、市民アンケートにおいて多くの人が残してほしいとご意見をいただいている自然を感じることができる場所としての魅力の向上を図り、また、多様なアクセス方法を確保します。

現状・課題

多摩川河川敷へのアクセスは多くの方が徒歩や自転車を利用しています。また、小田急線と泉多摩川駅を利用することも可能です。

自動車でのアクセスについては、多摩川河川敷のバーベキュー利用による近隣への影響低減のため、条例の施行に先立ち平成 23 年度から市道第 543 号線の通行禁止等により違法駐車を規制しており、許可車両以外は河川敷内への進入はできません。利活用を進めるにあたっては多様な形でのアクセス方法の確保が必要になりますが、現状では河川敷内に許可車両のための駐車スペースがないことや、駐輪スペースがわかりにくい等の状況となっており、多摩川への来訪者に対する駐輪場の案内、周辺駐車場への案内、河川敷内に駐車が可能となる仕組みを構築する等の対策が必要となります。

また、現在多摩川では、「狛江古代カップ多摩川いかだレース」などのイベントが開催されていますが、環境資源が利活用され多くの人に訪れていただく上では、多くの市民の方が残してほしいと望む多摩川の自然を守りつつ、その魅力を活かしたイベントをより充実させることにより多摩川の魅力を高めることが求められています。

取組み

1. アクセス性の向上

多摩川は、徒歩や自転車での来訪者が多く、主に駐輪環境の向上が求められています。そのため、自転車利用者対策として近隣駐輪場への案内を明確にします。また、現在、自動車での多摩川河川敷内への進入ができないため自動車による来訪は多くないものの、今後利活用の充実に伴い、一定のルールのもとで駐車が可能となる仕組みが必要となります。この駐車に係る仕組みについては料金体系・管理手法・場所等を検討し、整理します。それまでの間は、自動車利用者に対しては河川敷周辺の駐車場への案内を行い、多くの人が利用可能になるようアクセス性の向上を図ります。

また、土手の天端の形状については、アンケート調査の結果より改善要望があるため、アクセス性向上のほかユニバーサルデザインの観点からも今後検討していきます。

2. イベント等での河川敷の活用

既存のイベントでの活用を継続的に行うとともに、多くの人を呼び込むことができる河川敷の特徴等を活かした新たなイベントで活用される場となるよう、利用しやすい場所として整備するほか、内容に合わせた駐車スペースについても場所等の運用ルールを検討します。

①「狛江古代カップ多摩川いかだレース」の実施

多摩川の夏の風物詩として定着したイベントとなっている「狛江古代カップ多摩川いかだレース」を継続して支援するとともに、多摩川流域との交流のイベントとして、ネットワークの拡大に繋げていきます。

②花火大会の実施

市制施行周年記念事業として、花火大会の開催を目指します。そのため、市制施行 45 周年となる平成 27 年度の記念事業に向けて花火大会の実施計画を策定します。

③新たなイベントでの活用の検討

河川敷という場所を活かした新たなイベントや各ゾーンの資源との融合によるイベントの実施を検討します。また、利用を希望する企画者が活用できるよう協力するとともに、イベントで活用しやすい場所としての整備、イベント実施における一定のルールの整理等、活用にあたっての環境整備を図ります。

3. 施設等の整備による河川敷の活用

各ゾーンでの方針の実現にあたり、利便性、安全性等を踏まえ、必要に応じて施設等の整備を進めます。なお、整備にあたっては、国等の支援制度の活用により、必要な財源の確保を検討していきます。

4. 民間事業者等の活用

現在、野外ヨガなど河川敷を活用した事業展開が民間事業者により推進されています。今後も、民間事業者等による河川敷の活用への支援、利活用にあたってのノウハウの活用についても検討していきます。

2. 市民が誇りを持つ景観の確保

多摩川は映画・テレビの撮影等でも利用されるなど、多様な景観資源を兼ね備えています。私たちが誇ることのできる景観として、美化活動や環境保全活動などを行政とともに市民自らが推進することにより、きれいな多摩川として保全していきます。

現状・課題

市民参加により毎年春に開催される「多摩川統一清掃」、また、アドプト活動団体による清掃活動が実施されています。また、平成 24 年度に条例を施行し、バーベキュー等による問題は一定の解決が見えたところですが、引続き、来訪者のマナー啓発、監視を徹底していくことが必要です。現在、監視員による指導等を行っていますが、条例の目的である「多摩川の自然環境の確保」、「市民の安全で快適な生活環境の確保」のためには、今後、市民が主体となり、利用する市民同士でのマナー喚起や環境美化を推進していく仕組みを検討することも必要です。

取組み

1. 市民参加による美化活動の推進

多摩川統一清掃を継続するとともに、アドプト制度を活用した市民による清掃活動の推進を図り、河川環境の美化を推進します。

①多摩川統一清掃の実施

多くの市民の参加により実施している多摩川統一清掃を継続的に実施します。

②アドプト活動団体への支援

現在、アドプト活動団体により多摩川河川敷においても清掃活動が実施されていますが、今後も、アドプト制度の周知、アドプト活動団体への支援により、団体等による河川敷での清掃活動の推進を図ります。

2. 条例の推進

平成 24 年度の条例の施行以降、環境保全区域での火気の使用は見られなくなっていますが、火気の使用が行われないよう継続的に管理を行います。

監視体制については、行政主導から市民主体での可能性を検討し、市民による多摩川の環境保全活動を推進します。

①条例の適正運用

条例に基づく指導を継続的に行うことで状況を把握し、対応を図ります。

また、アンケート調査の結果では、条例施行による効果が見える一方で、来訪者が減少し、寂しくなったという意見があります。今後条例で定める火気を使用した調理に関する例外規定についてガイドラインを検討します。

②市民等の多様な主体による保全活動の検討

市民同士の協力により、市民による目が行き届いた多摩川を目指し、多摩川を利用している市民、団体等の連携による河川敷のパトロールなどの取組みのための仕組みづくりや情報の共有化を図ることにより、各主体の連携による保全活動を推進します。

3. 利用マナーの向上

他の河川でも社会問題となっているように、リードを外した犬の散歩やゴルフの練習については市民アンケートにおいても多くの意見がありました。誰もが多摩川河川敷を利用できるよう利用者マナーの向上を図ります。

※アドプト制度とは…道路・公園・河川敷等を団体や企業等、地域のあらゆる団体が行政とともに維持管理を協働していくことをいいます。

3. 豊かで親しみの持てる自然空間の保全

多摩川は貴重な水と緑のオープンスペースとして多くの人に親しまれています。環境資源としての重要性を再認識し、市の都市計画マスタープランや環境基本計画で位置付けのある「水と緑のネットワーク」、「水辺の景観軸」としての機能を果たすよう今ある自然を守るとともに、生物多様性の保全を図ることにより、さらに市民が親しみを持てる豊かな自然空間の確保を目指します。

現状・課題

多摩川は、五本松や川沿いに続く桜並木など景観の軸となるような自然空間があります。また、近年ではアユの遡上が増加傾向にあり、水辺環境は以前に比べ再生しつつありますが、一方で、外来種の増加が見られるなど、生態系に変化が生じているため、生物多様性保全のための取組みが必要です。そのため、多摩川の利活用を進めていくにあたっては、景観や生態系等に配慮した施設等の整備、河川敷の利用が求められます。

また、環境学習などを通して、環境資源としての保全意識を育てていくことも重要です。

取組み

1. 豊かな自然空間の保全

五本松や桜並木などの適切な維持管理を行うことで、親しみのある自然空間を維持し、市民が訪れたいと思える空間にします。

2. 生物多様性の保全

生きものの生息状況を把握し、生きものが生息しやすい環境を維持するために、動植物に配慮した利用、管理を行います。また、多摩川の自然を通して、生物多様性保全の重要性を学ぶ機会の提供や情報発信をすることにより、環境保全への関心を高めていきます。

①生きもの調査の実施

生きもの調査を実施することにより、定期的に生きものの生息状況を把握し、生息状況を踏まえた環境保全の取組みを推進します。また、調査結果については適宜公表し、多摩川で生息している生きものを周知することで、親しみを感じてもらえる取組みとしていきます。なお、生きもの調査については、市民参加による調査体制を検討します。

②外来種の駆除

近年増加している外来植物等の駆除などの環境保全活動を市民参加により実施し、生きものの

生息空間の確保を図ります。

3. 多摩川の豊かな自然環境の周知

五本松や川沿いに続く桜並木など多摩川の豊かな自然環境を市内外に広く PR することにより多くの人にそのすばらしさを認識していただき、親しみの持てる自然空間への来訪に繋がります。

3. ゾーン別の基本方針

多摩川では自然を残した場所、スポーツを楽しむことができる場所等さまざまな用途が求められていることから、本計画においても「多摩川河川環境管理計画」の機能空間を踏まえる形で市域のゾーン設定を行い、ゾーンごとに具体的な方針を示すことにより、全体的な利活用を推進していきます。対象範囲を「①自然散策ゾーン」、「②観光レクリエーションゾーン」、「③スポーツ・健康増進ゾーン」、「④広域レクリエーションゾーン」、「⑤自然レクリエーションゾーン」の5つのゾーンに区分し、各ゾーンの特性を踏まえた活用の基本方針を示します。



図 5つのゾーン位置

アンケート結果からみる多摩川の特徴

【多摩川に関連する団体】

- ・河川敷では自然の保全活動、観光事業の実施及び支援、スポーツ大会の企画運営、イベントの実施、環境学習の指導等が行われている。

【市民】

- ・自然・風景を多摩川の特徴であると考える人が突出して多かった。
- ・各ゾーンに関連する自由記述

〈①自然散策ゾーン〉

「多摩川の近くに住んで、自然と触れ合える場があることに感謝しています。四季折々に癒されます。この環境がいつまでも保たれるよう願います。」

「多摩川は自然と触れ合うことを目的に利用してきました。」

〈②観光レクリエーションゾーン〉

「どんど焼きやポニー乗り等楽しい企画に参加しています。これからも自然とイベントが一つになった楽しい企画を期待しています。」

「楽しみにしていた花火大会がなくなってしまったのは、とても残念です。何か楽しいイベントがあったら家族で行きたいです。」

〈③スポーツ・健康増進ゾーン〉

「ジョギング用の舗装された道があると、市民の健康促進や他地域からの人の呼び寄せになると思います。」

「ウォーキング、ジョギングなど、安心してできる環境になって欲しい。」

〈④広域レクリエーションゾーン〉

「子供が草むらでゴロゴロしてあそべる場所があると良い。」

「ドラマや映画のロケでもっと使ってもらいたい。」

〈⑤自然レクリエーションゾーン〉

「狛江の小学生の授業でこれからも使って行って下さい。」

「学校の授業で多摩川を活用していることは、子供もたのしんでおり、とてもよいことだと思う。」

多摩川は、豊かな自然環境を有しており、高密度に市街化した沿川地域にあって流域の生態系を支える軸として機能するとともに、崖線や多摩丘陵と合わせた特色のある景観を形成しています。また、沿川地域にとって貴重なオープンスペースとして役割を果たしています。このため、沿川整備にあたっては、多様な生物の生息・生育等に配慮し、併せて自然環境を保全あるいは創出した多自然川づくりを目指し、生活の憩いの場として身近に豊かな自然に親しむことのできる快適な生活環境を確保していきます。

1 自然散策ゾーン



ゾーンの概要

- ・原風景が残る癒しの空間
- ・自然・風景を楽しむ空間

五本松や多摩川沿いに続く桜並木など自然風景を楽しむ空間として、また、親しみのある自然の保全を推進していく空間として位置付けます。

現状・課題

このゾーンは、特に自然に手を加えず、自然を活かした空間となっており、五本松と多摩川の調和した風景、また、多摩川沿いの桜並木などの風景を楽しむことができます。そのため、撮影等でもよく利用されています。また、五本松周辺は、水辺に近い場所になっており、いかだレースのスタート地点にもなっています。

一方で、五本松は、新東京百景にも選ばれている場所で適切な維持管理により保全を行っていくことが必要であり、自然を守りつつ、身近に自然と親しむ空間として維持していくことが今後の課題です。

具体的な取組み

1. 五本松周辺の景観保全

①五本松の樹木診断

多摩川の風景を象徴する五本松を保存していくため、定期的に樹木診断を行うことにより、適切な維持管理を行います。

②バーベキュー等禁止行為の周知・徹底

五本松周辺での火気使用禁止の徹底により、自然の保全を推進します。また、必要に応じて包括占用区域の検討を行います。

③桜並木の保全

西河原公園沿いの桜並木の景観保全のため、適切な維持管理を行います。

2. 周辺との一体的な活用

多摩川に隣接する西河原公園との一体的な活用を進め、自然を楽しむことのできる空間を創出します。また、子どもたちが自由に遊ぶことのできるプレーパークの場所として整備を図ります。

河川敷利用者のためのトイレが整備されていないため、西河原公園のトイレの整備等により、河川敷利用者の利便性の向上に繋がります。

また、和泉多摩川緑地等の周辺のまちづくりを踏まえた利活用を検討していきます。

3. 自然・歴史を楽しむ空間の整備

自然・風景を楽しめる休憩施設として思いやりベンチを設置します。また、六郷用水のかつての取水口付近には、用水流域の村々によって祀られた水神社や、取水口に面して料亭「玉翠園」の石垣の一部が残るなど、当時の様子を偲ぶことができます。水神前周辺の市有地については、それら歴史的資源の活用と併せた利活用を検討していきます。

また、この自然風景を楽しむ空間を市内外の方に広く周知していきます。

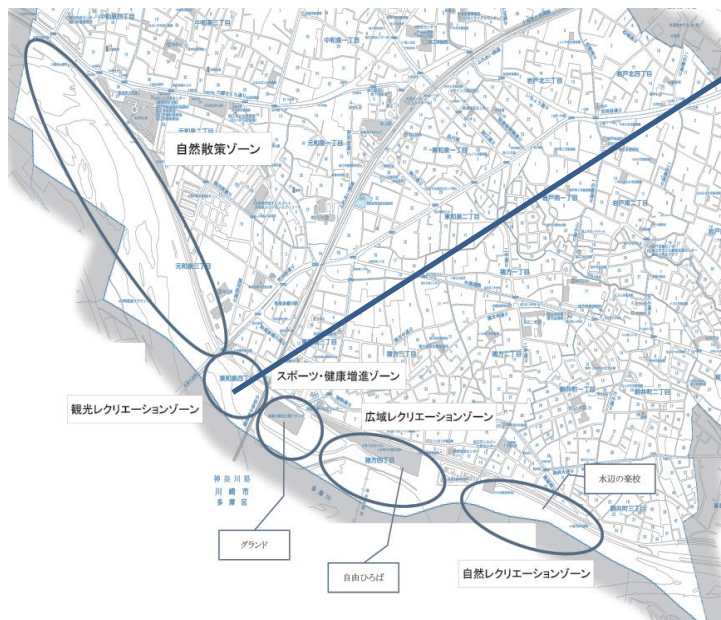
思いやりベンチとは…市は、市民・事業者の方々の寄付により市有地等にベンチを設置する事業を、平成 26 年度から開始しています。この事業により設置したベンチのことを「思いやりベンチ」と呼んでいます。



撮影等によく利用される五本松周辺

2

観光レクリエーションゾーン



ゾーンの概要

- ・観光資源を活用した娯楽空間
- ・日常的な憩い空間
- ・各種イベント等を実施できる催事空間

既存の観光資源を活用するとともに、普段から気軽に訪れることができる憩いの空間とします。また、各種イベントを実施できる汎用性のある空間とします。

現状・課題

このゾーンは、条例施行に先立ち、河川敷内を車両進入禁止にしています。

多摩川では唯一現存する貸しボート業は、季節によって差はあるものの、利用者は多くなく、観光事業としては厳しい状況となっています。また、貸しボート業以外の観光資源も釣り以外には特筆するものはあまりないのが現状です。

和泉多摩川駅から近い距離にあります。今後、多摩川を観光資源として利活用し、積極的に人を呼びこむにあたり、世田谷通りからの車両進入及び駐車場の利便性を担保することが必要となります。

また、各種イベント等を行うにあたり、さまざまな状況に対応できるよう、河川敷の凹凸を整

備し、安定的に利用できるトイレを確保することが必要です。

具体的な取組み

1. 車両アクセス、駐車環境整備

今後イベントの充実に伴い、一定のルールのもとで駐車が可能となる仕組みが必要となります。この駐車に係る仕組みについては料金体系・管理手法・場所等を検討し、整理します。それまでの間は、自動車利用者に対しては河川敷周辺の駐車場への案内を行い、多くの人が利用可能になるようアクセス性の向上を図ります。

2. 利用環境整備

各種イベントが開催できるよう、河川敷の凹凸の整備、和泉多摩川地区センターのトイレの改修を行うとともに周辺施設のトイレの案内板の設置を進めていきます。

3. 憩い空間、自然を活かしたイベント空間の整備

日常的な憩いの場所の整備を検討します。また、観光や商業の活性化に繋がるさまざまなイベントを検討します。

現在、このゾーンで営まれている貸しボート業については、観光資源としての利活用の推進を検討し、併せて周知していきます。



「渡し」を由来とする貸しボート

3

スポーツ・健康増進ゾーン



ゾーンの概要

- ・自然の中でスポーツを楽しむ、また健康増進に資する空間

自然の中でスポーツを楽しめる場として整備し、多くの市民で賑わう空間とします。

現状・課題

多摩川緑地公園グラウンドは、登録団体に貸し出しており、約 1,500 団体、延 54,000 人（平成 24 年度）に利用されました。主に野球グラウンドとして活用され、春と秋には軟式野球大会の会場となり、秋季大会には 32 チーム 620 人（平成 24 年度）が参加し、熱戦を繰り広げました。

課題としては、グラウンド利用者から駐車場やトイレの設置が要望されています。また、グラウンド表面や内野と外野の境界を平坦にするなど、利用者が安全にプレーできるような整備が求められます。

スポーツ施設の少ない狛江市にとって、多摩川緑地公園グラウンドは市民スポーツの貴重な拠点のひとつであり、多摩川の流れをバックにスポーツすることでリフレッシュ効果も期待できる絶好のロケーションにあります。

今後は、この貴重な資源を最大限に活用すべく、誰もがいつでも利用できる施設の整備など、さらに幅広い市民がスポーツを楽しみ、健康増進に取り組める場となるよう検討が必要です。

具体的な取組み

1. 多摩川緑地公園グラウンド

平成 26 年度に多摩川緑地公園グラウンドの土壌整備やバックネットの補修などを実施しましたが、今後も必要な整備を行い、適切に維持管理します。

2. 気軽にスポーツを楽しむ、健康増進に取り組める環境の整備

多摩川緑地公園グラウンド利用者の利便性を確保するため、一定のルールのもとで駐車が可能となる仕組みが必要となります。この仕組みについて、料金体系・管理手法・場所等を検討し、整理します。それまでの間は、周辺駐車場及びトイレの周知を行う等、多くの市民が気軽にスポーツを楽しむ、健康増進に取り組める環境整備を検討します。

また、幅広い市民が多種多様なスポーツを行うことができる環境整備を検討します。

3. スポーツイベント・教室の開催

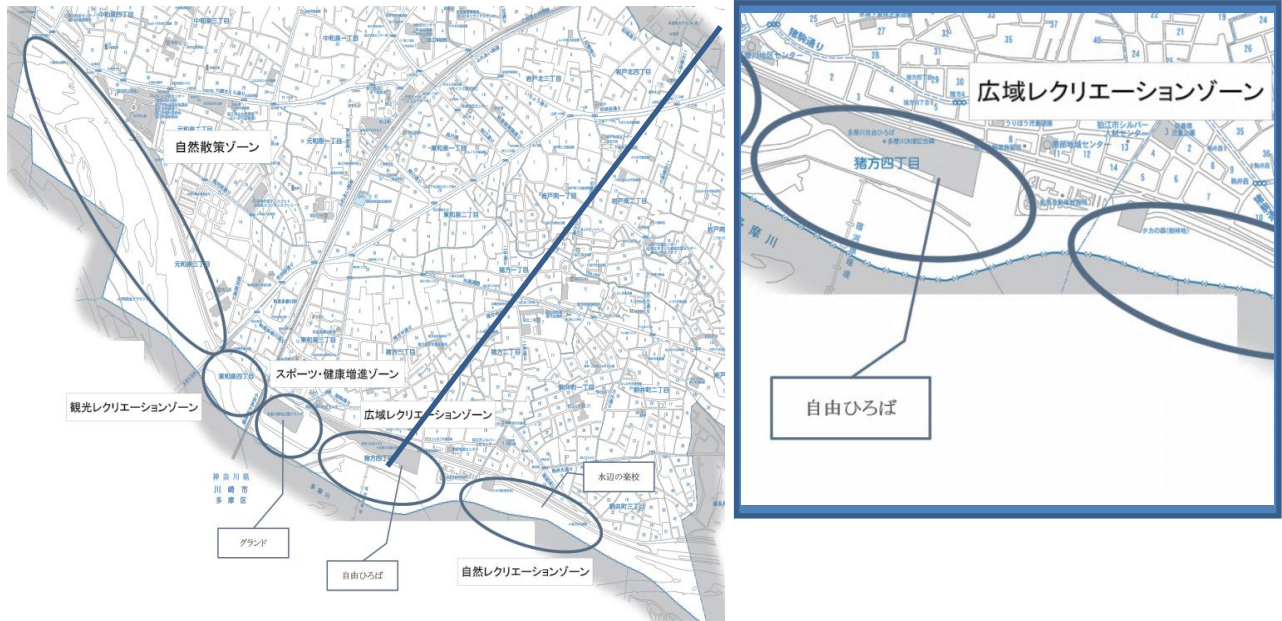
多くの市民がスポーツを楽しめるイベントや、スポーツを始めるきっかけとなるような教室の開催を検討します。



多摩川緑地公園グラウンド

4

広域レクリエーションゾーン



ゾーンの概要

- ・多摩川高水敷きの広いスペースを開放感あふれる活動に利用する空間
- ・運動施設やイベントなどで活用する空間

約 8,000 m²ある多摩川自由ひろばを中心に広いスペースを活かした運動施設としての利用、各種イベント、撮影等の利用を推進し、誰もが集うことのできる空間として位置付けます。

現状・課題

多摩川自由ひろばは、誰もが利用できる広場となっています。

過去には、昭和 49 年 9 月に多摩川の堤防の決壊が発生し、幸いにして人的被害はありませんでしたが、家屋の倒壊・流失被害は 19 棟・1,512.58 m²にも及びました。当時設置していた滑り台やブランコ等の遊具はなくなりましたが、現在は広場に多摩川決壊の碑を設置し、休憩施設としてベンチを設置しており、憩いの場所となっています。

主に撮影や遠足等の休憩場所、乗馬会等で使用されています。ほぼ平坦で広い場所であることからイベントの開催希望等もありましたが、安全対策上、実施を認めていないことが多く、各種イベント等の利用を推進するにあたり、多くの方が利用できるよう利用制限の緩和等を検討して

いくことが今後の課題です。幅広い市民がスポーツやレクリエーション楽しめる場となるような検討が必要です。

具体的な取組み

1. 維持管理

①定期的な清掃や除草（アドプトや市民による維持管理）

自由ひろばは年3回の草刈を実施していますが、刈取りを行う前など草が伸びている等の指摘を受けることがあります。積極的な管理を行うため、アドプト制度や管理委託等、利用者である市民と協働した管理を検討します。

②イベント等の活用

これまで、乗馬会等のイベントで一部使われていますが、利用のほとんどが集合場所や撮影等での使用となっています。新しい試みでは、民間事業者が野外ヨガで利用しており、これまでの利用実態のない事業でも積極的な利用を検討していきます。

③運動ができるスペースとしての活用

現在、狛江市内でボール遊びができる公園は、東野川の小足立児童グラウンドのみとなっています。また、猪方地区には公園はなく、児童遊園が一箇所といった状況です。利用制限の緩和を含め、子どもたちをはじめとして誰もが自由に遊べるスペースとしての活用を検討します。

2. 休憩施設の検討

土手上ではありませんが高水敷きである利点を生かし、パーゴラの設置等日陰のスペースの確保を検討します。また、思いやりベンチの設置候補地の一つとして検討します。



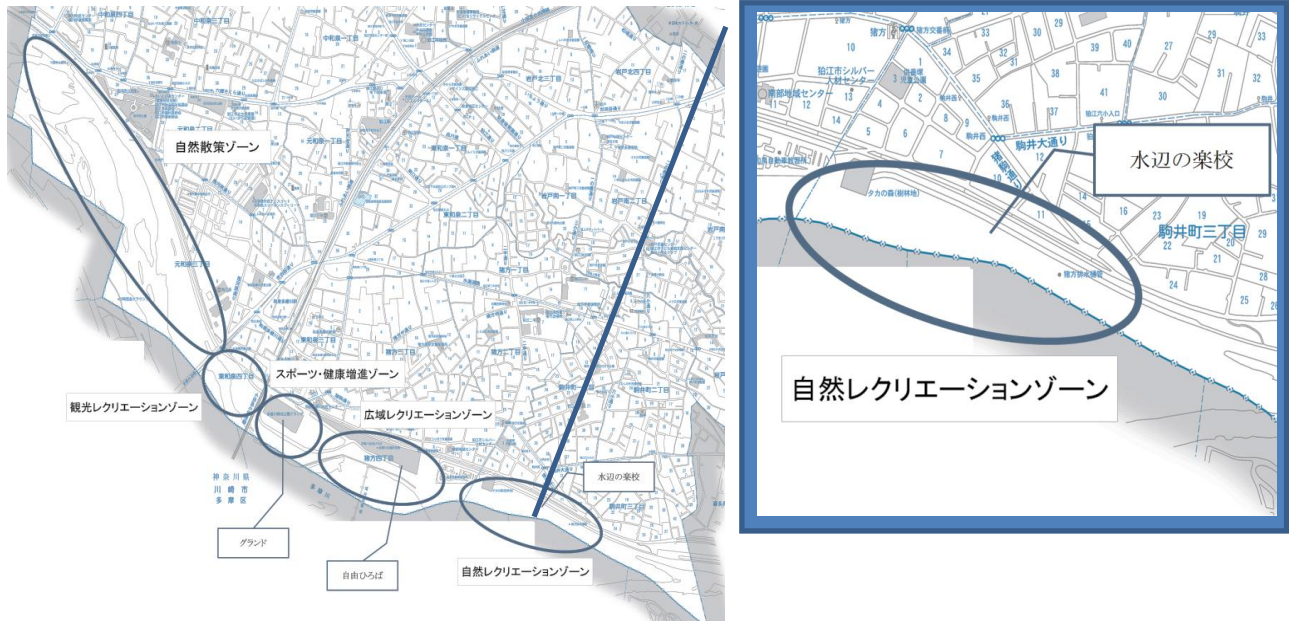
多摩川決壊の碑



多摩川自由ひろば

5

自然レクリエーションゾーン



ゾーンの概要

- ・多摩川の自然との触れ合いを対象としたレクリエーション、学習を行う空間
- ・身近な自然の保全・保護を行う空間

水辺の楽校など多摩川を環境学習の場として活用することにより、子どもたちが身近に自然と触れ合うことのできる空間とします。また、生物多様性保全を進めることにより、河川環境の保全を図っていきます。

現状・課題

多摩川は、水生生物、野鳥等さまざまな生きものの生息域としても重要な水辺空間となっており、水辺の自然体験の場として、また学校の授業における環境学習の場として、水辺の楽校が活用しています。水辺の楽校とは国土交通省が平成8年度から開始した取組みで、子どもたちの水辺の遊びを支える地域連携体制の構築、自然環境あふれる安全な水辺の創出を目的としているものであり、狛江水辺の楽校では主催事業が53回、延4,689人が参加（平成24年度）とたくさん子どもたちに活用されています。一方で、外来種の増加も見られることから、生物多様性保全などの取組みを今後進めていく必要があります。

具体的な取組み

1. 水辺の楽校を活用した環境学習機会の提供

①市内小学校等の授業での活用

市内の保育園、小学校等の授業での活用を継続的に実施します。

②環境保全活動機会の提供

広く市民を対象とした清掃活動等のイベントを継続的に実施するとともに、自然体験教室等のイベントの拡大を図ります。

③環境学習の場としてのPRの推進

都内の貴重な環境資源である多摩川が広域的な環境教育の場として活用されるよう、市内や多摩川流域自治体に限らず都内全域の小学校等を対象にPRを図り、環境教育のための交流活動を推進します。

また、水辺の楽校の場所を分かりやすく案内するため、案内板の設置等により周辺環境整備を行います。

2. 生物多様性保全に向けた施策の実施

①生きもの調査の実施

継続的な生きもの調査を実施し、生きものの生息状況等を把握することにより、生物多様性保全の始点とします。調査方法については市民主体での調査体制を検討します。

②外来植物駆除等の保全事業の実施

水辺の楽校で定期的な実施している外来植物駆除活動の継続的な実施、拡大を図ります。

③近隣区市との連携による生物多様性保全の推進

多摩川流域の自治体との連携により、生物多様性保全のための体制を構築します。



水辺の楽校の活動



参考1 多摩川河川敷の利活用等に関するアンケートについて

1. アンケート結果概要

●調査方法

郵送配布、郵送回収方式のアンケート調査を下記のとおり実施した。

- ・調査対象者：15歳以上の市民（平成25年4月1日時点）
- ・調査票数：2,500人（住民基本台帳から無作為抽出）
- ・調査方法：郵送配布、郵送回収
- ・調査期間：平成26年1月17日～平成26年1月31日（15日間）
- ・回収率：39.6%（991通回収）

●回答者の属性

1) 性別

「男性」41.2%、「女性」58.1%、「無回答」0.7%であった。

2) 年齢

「10歳代」2.5%、「20歳代」6.4%、「30歳代」15.7%、「40歳代」19.4%、「50歳代」13.6%、「60歳代」15.7%、「70歳代以上」25.8%、「無回答」0.8%であった。

3) 職業

「自営業」8.1%、「勤め人」32.8%、「学生」4.0%、「パート・アルバイト」11.9%、「家事専業」19.1%、「無職」22.4%、「無回答」1.7%であった。

4) 居住地

「和泉本町」18.9%、「中和泉」15.4%、「西和泉」3.6%、「元和泉」4.1%、「東和泉」7.1%、「猪方」8.8%、「駒井町」6.1%、「岩戸南」11.7%、「岩戸北」8.2%、「東野川」8.2%、「西野川」7.4%、「無回答」0.4%であった。

●調査結果

1) 利用頻度

「利用しない」25.4%が最も多く、「半年に1回程度」以下しか利用していない方と合わせると6割を超え、利用頻度は高くなかった。

2) 利用理由

「散歩」46.6%が最も多く、利用頻度に関わらず最も多かった。

3) 利用しない理由

「自宅から離れている」が突出して多かった。西野川、東野川、岩戸北等の河川敷から離れている地域の方で、「自宅から離れている」との回答が多い傾向にあった。

4) 条例の効果

「効果があった」、「とても効果があった」が6割以上を占めていた。利用頻度が高いほど、条例の効果を感じている割合が高いが利用しない人でも約7割は効果を感じていた。「どちらともいえない」と回答している人では「寂しくなった」との回答が比較的多かった。

5) 現状に対する満足度

「自然環境が改善された」が最も多かったが、「寂しくなった」も9.4%あった。

6) 利活用について

「利活用が必要である」と「現状のまま保全する」が同率であった。

7) 特徴

「自然・風景」68.3%と突出して多かった。

8) アクセス

「徒歩」44.4%、「自転車」37.2%の順に多く、全体の8割以上を占め、利用頻度が高いほど「徒歩」が多い傾向にあった。

9) アクセス向上

「自転車利用のための駐輪場整備」、「河川敷土手の舗装」の順に多かった。

10) 利便性を高める施設整備

「休憩施設」、「飲食施設」の順に多かった。

11) 利便性を高める環境整備

「トイレの整備」、「ベンチの設置」の順に多かった。

12) イベント

「花火大会」、「バーベキューのできる機会」の順に多かった。

13) 子どもたちの河川敷の利活用

「学校の教育課程に位置付けられた、多摩川を活用する授業の実施」、「子どもたちが遊べる施設の設置や環境の整備」の順に多かった。

14) 多摩川河川敷について（自由記述）

分類すると、「環境保全・現状維持」、「景観、美化、衛生」、「施設整備」、「環境の整備」、「アクセス、駐車場・駐輪場整備」、「交通安全」、「安全」、「防災」、「イベント」、「多摩川河川敷の環境を保全する条例」「その他」に関する意見であった。

施設整備に関する意見としては、トイレ、ベンチ、スポーツ施設、休憩施設、飲食施設等の整備が要望されていた。環境の整備に関する意見としては、土手、道路、除草、公園の整備が要望されていた。多摩川河川敷の環境を保全する条例に関する意見としては、条例によるゴミの減少を評価ものがある一方、寂しく感じるといった意見があり、バーベキュー等や花火を有料化やイベントとして限定的に実施する等により可能にするよう要望する意見がみられた。



二ヶ領宿河原堰を望む

狛江市多摩川河川敷の利活用等に関するアンケート ～ご協力のお願～

日頃から狛江市政にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

狛江市では、多摩川河川敷におけるバーベキューなどの問題を解決するために、平成24年に「狛江市多摩川河川敷の環境を保全する条例」を施行し、バーベキュー等や花火を禁止した結果、多摩川河川敷周辺は静かな環境を取り戻しております。

多摩川は、狛江市における重要な環境資源であり財産です。現在狛江市では、この貴重な環境資源を利活用する方向性について検討し、計画策定を進めており、この調査で市民の皆さまの意識や意向を伺い、計画の方向性の基礎資料といたします。

調査の実施にあたりましては、狛江市にお住まいの満15歳以上の方の中から2,500人を無作為に抽出させていただきました。回答いただいた内容は、匿名のデータとして統計的に処理しますので、個人のお名前が公表されることはありません。

より有効な調査とするため、一人でも多くの皆さまのご意見をお聞かせいただきたく、お手数をおかけいたしますが、調査の趣旨をご理解いただき、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

平成26年1月

狛江市長 高橋 都彦

ご記入にあたってのお願い

- 1 ご記入の際は、濃い鉛筆か黒又は青のボールペンなどをご使用ください。
- 2 回答は、あてはまる項目の番号を○で囲み、記述式の回答欄につきましては、()内になるべく具体的にその内容をご記入ください。
- 3 ご記入いただきました調査票は、同封の返信用封筒（切手不要）に入れ、

平成26年1月31日（金）までに郵便ポストに投函してください。

【アンケートについての問合せ先】

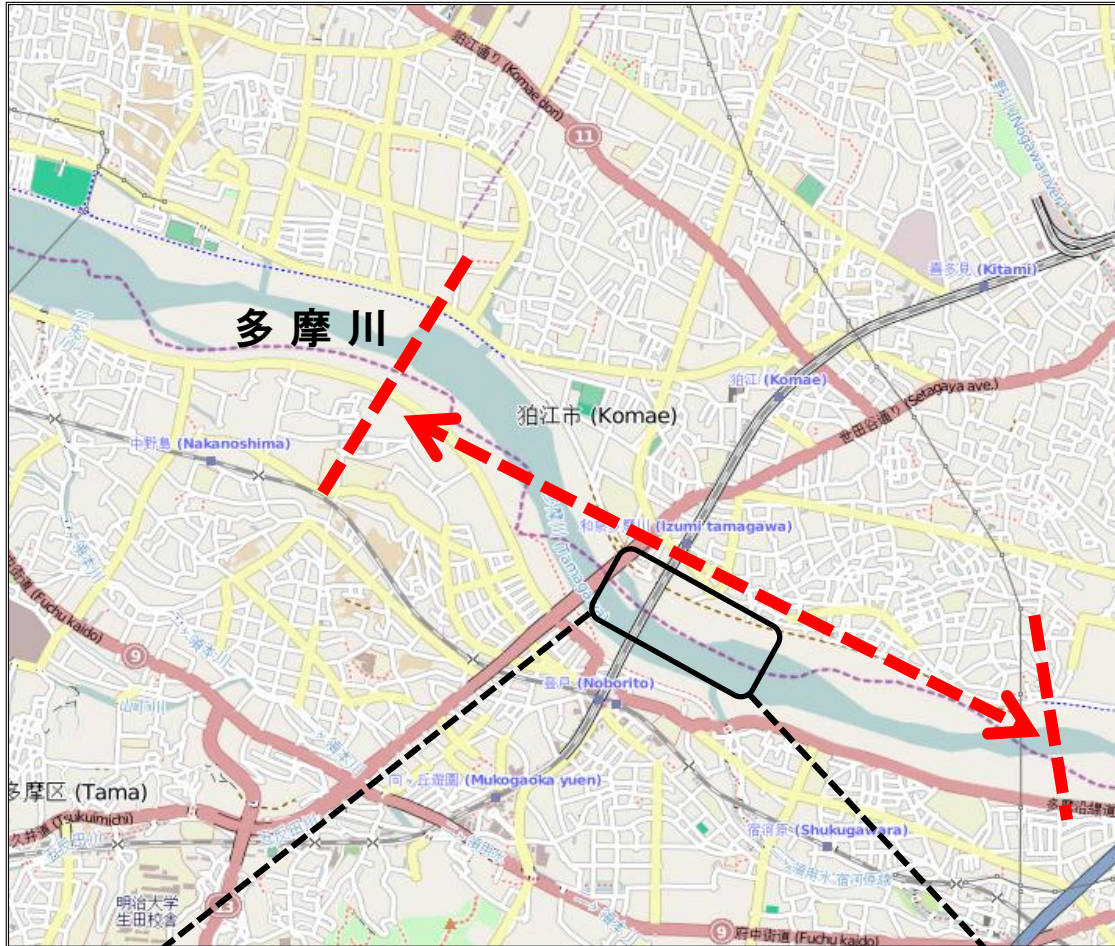
アンケート全般について 狛江市 建設環境部 環境政策課 環境政策係
電 話 03-3430-1111（内線2523）
（平日午前8時30分から午後5時まで）
FAX 03-3430-6870

問19 について 狛江市 企画財政部 政策室（内線2457）

問20 について 狛江市 市民生活部 地域活性課（内線2225）

<アンケートの対象地域について>

今回皆さまにアンケートを行う対象地域は、狛江市域の多摩川河川敷です。
また、平成24年に施行しました「狛江市多摩川河川敷の環境を保全する条例」
で規定する「多摩川河川敷環境保全区域」は下の拡大図のとおりです。



1 あなたのことについてお伺いします

問1 あなたの性別を教えてください。(〇は1つだけ)

1. 男性

2. 女性

問2 あなたの年齢を教えてください。(〇は1つだけ)

1. 10歳代

2. 20歳代

3. 30歳代

4. 40歳代

5. 50歳代

6. 60歳代

7. 70歳代以上

問3 あなたの職業を教えてください。(〇は1つだけ)

1. 自営業

2. 勤め人

3. 学生

4. パート・アルバイト

5. 家事専業

6. 無職

問4 あなたのお住まいの地域を教えてください。(〇は1つだけ)

1. 和泉本町

2. 中和泉

3. 西和泉

4. 元和泉

5. 東和泉

6. 猪方

7. 駒井町

8. 岩戸南

9. 岩戸北

10. 東野川

11. 西野川

次のページにお進みください

2 多摩川河川敷の利活用についてお伺いします

<2-1 多摩川河川敷の全体イメージについて>

ここでは、多摩川河川敷全体におけるイメージをお聞きします。

問5 【多摩川河川敷の利用頻度】

あなたは、どのくらい多摩川河川敷を利用していますか。（最も近いものを1つ選択）

- | | | |
|-------------|-------------|-------------|
| 1. 毎日 | 2. 週に3～5回程度 | 3. 週に1～2回程度 |
| 4. 月に1～2回程度 | 5. 半年に1回程度 | 6. 1年に1回程度 |
| 7. 数年に1回程度 | 8. 利用しない | |

→問6 【多摩川河川敷を利用する理由】

問5で「8. 利用しない」以外を選択した方に伺います。多摩川や多摩川河川敷をどのように利用することが多いですか。（複数回答可）

- | | | |
|------------------------|---------|---------|
| 1. ジョギング | 2. 散歩 | 3. 犬の散歩 |
| 4. イベント（具体的に記入してください：) | | |
| 5. 釣り・魚とり | 6. スポーツ | 7. 自然観察 |
| 8. ボート | 9. 写真撮影 | |
| 10. その他（具体的に記入してください：) | | |

→問7 【多摩川河川敷を利用しない理由】

問5で「8. 利用しない」を選択した方に伺います。多摩川や多摩川河川敷を利用しない理由は何ですか。（最も近いものを1つ選択）

- | | | |
|-----------------------|---------------|------------|
| 1. 自宅から離れている | 2. アクセスが困難である | 3. 魅力を感じない |
| 4. その他（具体的に記入してください：) | | |

問8 【「狛江市多摩川河川敷の環境を保全する条例」の効果】

狛江市では、平成24年4月に、多摩川河川敷においてバーベキュー等や花火を禁止する「狛江市多摩川河川敷の環境を保全する条例」を施行いたしました。あなたは、この条例の運用が始まったことによるバーベキュー等禁止の効果をごどのように感じていますか。（最も近いものを1つ選択）

- | | | |
|--------------|--------------|--------------|
| 1. とても効果があった | 2. 効果があった | 3. どちらともいえない |
| 4. 効果はなかった | 5. 効果は全くなかった | 6. 条例を知らなかった |

次のページにお進みください

問9 【多摩川河川敷の現状に対する満足度】

あなたは、問8の条例の運用後の多摩川河川敷の現状についてどのように感じていますか。（最も近いものを1つ選択）

- | | | | |
|--------------------|--------------|----------|--|
| 1. 安心して生活できるようになった | 2. 寂しくなった | | |
| 3. 自然環境が改善された | 4. 今までと変わらない | 5. わからない | |
| 6. その他（ | ） | | |

問10 【多摩川河川敷の利活用について】

あなたは、今後の多摩川河川敷の利活用についてどのように考えますか。（最も近いものを1つ選択）

- | | |
|--------------|------------|
| 1. 利活用が必要である | 2. どちらでもよい |
| 3. 現状のまま保全する | 4. わからない |

<2-2 多摩川河川敷の利活用に関するイメージについて>

ここでは、多摩川河川敷を利活用する際の認識をお聞きします。

問11 【多摩川河川敷における特徴】

狛江市域の多摩川河川敷には、「自然・風景」「スポーツ施設（グラウンド）」「観光施設（貸しポート屋）」「環境学習施設（水辺の楽校）」などの特徴・施設があります。あなたは、これらの特徴・施設のうち、利活用する際に最も重視すべきものは何であると考えますか。（○は1つだけ）

- | | | | |
|----------------------|------------------|--|--|
| 1. 自然・風景 | 2. スポーツ施設（グラウンド） | | |
| 3. 観光施設（貸しポート屋） | 4. 環境学習施設（水辺の楽校） | | |
| 5. その他（具体的に記入してください： | ） | | |

問12 【多摩川河川敷へのアクセス】

多摩川河川敷を多くの方に利用していただくためには、アクセスの向上も必要になってきます。あなたは、どのような方法でアクセスしていますか。（最も多い方法を1つ選択）

- | | | | |
|----------------------|--------|--------|----------|
| 1. 徒歩 | 2. 自転車 | 3. 自動車 | 4. 利用しない |
| 5. その他（具体的に記入してください： | ） | | |

次のページにお進みください

3 狛江市全般についてお伺いします

ここでは、多摩川河川敷以外の狛江市に関する課題について、ご意見をお聞きします。

問19 【通称 駅前三角地の利活用について】

小田急線狛江駅北口にある広場
（通称 駅前三角地：右写真の広場
で現在花壇が広がっている場所）
について、どのような利用方法があるか、ご意見がありましたら自由に記入してください。



問20 【狛江市内の商業について】

日頃、市内で買い物をする際に、不便を感じている点はどのようなことですか、ご意見がありましたら自由に記入してください。

これでアンケートは終了です。
ご協力ありがとうございました。

この調査票を返信用封筒に入れ、
平成26年1月31日（金）までに
郵便ポストに投函してください。（切手は貼らずにお出しください）

参考2 多摩川の利活用に関する団体アンケートについて

1. アンケート結果概要

●調査方法

郵送配布、郵送回収方式のアンケート調査を下記のとおり実施した。

- ・調査対象：包括占用区域において主体となって事業展開等を行っている団体等、包括占用区域の方針により大きな影響を受けることが想定される地域の団体等、包括占用区域を利用する団体等、その他多摩川に関連する団体等 16 団体(うち回答団体：12 団体)
- ・調査方法：郵送配布、郵送回収
- ・調査期間：平成 25 年 9 月 10 日～平成 25 年 9 月 24 日

●調査結果

1) 多摩川の現状（環境面・利活用面など）についての満足度

「とても満足している」8.3%、「満足している」16.7%、「どちらとも言えない」16.7%、「満足していない」41.7%、「全く満足していない」16.7%であった。

2) 「狛江市多摩川河川敷の環境を保全する条例」の運用が始まったことによる効果

「とても効果があった」41.7%、「効果があった」41.7%、「どちらとも言えない」8.3%、「その他」8.3%であった。

3) 多摩川を利用する際に感じる課題等

分類すると「環境整備」、「施設の整備」、「住民の理解」、「計画策定の早期策定」であった。

4) 多摩川の利活用について

「利活用が必要」91.7%、「利活用は必要ない」8.3%であった。

多摩川の利活用に関する団体アンケート

1. 貴団体の名称をご記入ください。

2. 貴団体の活動内容の概要をご記入ください。

3. 貴団体が、多摩川に関連する活動等を行っている場合は、その概要・活動場所・課題などをご記入ください。

4. 多摩川の現状（環境面・利活用面など）についての満足度はいかがですか。あてはまる番号に○をつけてください。また、その理由も併せてご記入ください。

1. とても満足している 2. 満足している 3. どちらとも言えない
4. 満足していない 5. 全く満足していない

その理由

5. 平成24年4月に、バーベキュー等及び花火を禁止する「狛江市多摩川河川敷の環境を保全する条例」を定めました。この条例の運用が始まったことによる効果をどのように感じますか。あてはまる番号に○をつけてください。

1. とても効果があった 2. 効果があった 3. どちらとも言えない
4. 効果はなかった 5. 効果は全くなかった 6. その他 ()

6. 多摩川を利用する際に感じる課題等ございましたらご記入ください。

7. 多摩川の利活用についてどのように考えますか。あてはまる番号に○を付けてください。

1. 利活用が必要 2. どちらでもよい 3. 利活用は必要ない

8. 多摩川の将来像について、どのような方向が望ましいと考えますか。

※全体のイメージに限らず、特定のエリア等の将来像等ございましたら、併せてご記入ください。

9. その他ご意見等ございましたらご自由にご記入ください。

質問は以上です。ご協力ありがとうございました。

登録番号(刊行物番号)
H26-22

狛江市多摩川利活用基本計画

平成 26 年 8 月

発行 狛江市
編集 狛江市環境部環境政策課
狛江市和泉本町一丁目 1 番 5 号
電話 03 (3430) 1111
印刷 庁内印刷
頒布価格 50 円